

平成 31 年 第 1 回 定例会

鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成 31 年 3 月 11 日 開会

平成 31 年 3 月 19 日 閉会

鳴 沢 村 議 会

平成31年第1回鳴沢村議会定例会会議録

平成31年3月11日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番	三浦直樹	2番	渡辺圭一
3番	小林清一	4番	小林昭一
5番	渡邊政司	6番	渡邊明雄
7番	三浦利雄	8番	小林利雄
9番	佐藤博水	10番	欠員

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 副村長 渡邊昭訓
教育長 渡邊伸一 総務課長 渡辺一博
税務課長 渡辺英博 企画課長 渡辺安司
福祉保健課長 三浦寿得 住民課長 小林昌信
振興課長 木暮富人 教育課長 渡邊 積
会計管理者 佐藤政中

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梶原 充
議会事務局長書記 渡辺和彦

7、会議事件

議案第1号 鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部

- を改正する条例を定める件
- 議案第 2 号 鳴沢村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 3 号 鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 4 号 鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 5 号 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 6 号 村道路線の認定及び廃止の件
- 議案第 7 号 村道路線の認定及び廃止の件
- 議案第 8 号 村道路線の認定の件
- 議案第 9 号 平成 30 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 10 号 平成 30 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 11 号 平成 30 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 12 号 平成 30 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 13 号 平成 30 年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 14 号 平成 31 年度鳴沢村一般会計予算
- 議案第 15 号 平成 31 年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算
- 議案第 16 号 平成 31 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 17 号 平成 31 年度鳴沢村介護保険特別会計予算
- 議案第 18 号 平成 31 年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算
- 議案第 19 号 平成 31 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算

同意第1 号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件

8、本日の議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
村長所信表明
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第1 号鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第5 議案第2 号鳴沢村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第6 議案第3 号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第7 議案第4 号鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第8 議案第5 号災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第9 議案第6 号村道路線の認定及び廃止の件
- 日程第10 議案第7 号村道路線の認定及び廃止の件
- 日程第11 議案第8 号村道路線の認定の件
- 日程第12 議案第9 号平成30年度鳴沢村一般会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議案第10号平成30年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第11号平成30年度鳴沢村簡易水道事業特別

会計補正予算（第3号）

- 日程第15 議案第12号平成30年度鳴沢村介護保険特別会計
補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第13号平成30年度鳴沢村介護予防支援事業
特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第14号平成31年度鳴沢村一般会計予算
- 日程第18 議案第15号平成31年度鳴沢村国民健康保険特別
会計予算
- 日程第19 議案第16号平成31年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計予算
- 日程第20 議案第17号平成31年度鳴沢村介護保険特別会計
予算
- 日程第21 議案第18号平成31年度鳴沢村介護予防支援事業
特別会計予算
- 日程第22 議案第19号平成31年度鳴沢村後期高齢者医療特
別会計予算

◎議長挨拶

議長（佐藤博水君） 皆さん、おはようございます。

平成31年第1回定例会開会に先立ちまして、ご挨拶申し上げます。

本日、平成31年第1回鳴沢村議会定例会にご参集をお願いいたしましたところ、議員の皆様には全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

きょうは、東日本大震災発生から8年目を迎えます。発生時刻の14時46分には、予算決算常任委員会の途中ではありますが、犠牲となられた1万5,897人のご冥福を祈り、黙禱をささげたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

また、行方不明者2,533人はいまだに発見されず、月日の経過とともに捜査は困難を増してきますが、一日も早い行方不明者の発見と被災地の復興を願っているところであります。

来年日本で開催される2020オリンピック・パラリンピック大会のフラッグツアーが、3日から、山中湖村での歓迎イベントを初めとして、29日まで県内を巡回しています。

さきおととい、8日には、道の駅なるさわ内の休憩室に展示され、間近でフラッグの鑑賞と触れることができ、オリンピック・パラリンピックの長い歴史とその深みを感じ取ることができました。日本選手のより多くのメダルの獲得を期待したいと思います。

3月も中旬に入り、来週月曜日には春の彼岸を迎えます。ことしの冬は暖冬と予想されたとおり、比較的過ごしやすかったのではないのでしょうか。昔から暑さ寒さも彼岸までと言われており、一步一步確実に春が近づいておりますが、これからの陽気も変わり目など不規則で、花粉症等悩まされる季節でもあり、油断は禁物であります。体調管理にはくれぐれもご留意され、

さらに議員活動に励まれますようよろしくお願いいたします。

さて、今定例会は、議案は、条例改正、平成30年度一般会計並びに特別会計の補正予算、平成31年度一般会計並びに特別会計の予算等で長期となります。慎重審議いただきますようお願い申し上げます、挨拶いたします。

開会 午前10時33分

議長（佐藤博水君） ただいまから、平成31年第1回鳴沢村議定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤博水君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、三浦利雄君、小林利雄君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（佐藤博水君） 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の報告がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については朗読を省略いたします。

次に、平成31年2月22日に山梨県自治会館において、町村議会議長会議が開催されました。

審議結果については、お手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣について、お手元に配布したとおりであります。

ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦労さまでした。

次に、平成30年第4回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。議会運営委員長 三浦利雄君。

議会運営委員長（三浦利雄君） 7番 三浦利雄。

議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

平成30年第4回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について継続調査を要する旨を議長に対して申し出、12月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

3月5日午後3時から、また3月8日午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

両日ともに委員全員と議長、議案等説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、3月5日の委員会で申し合わせた事項については、次の3項目です。

1、会期は本日より3月19日までの9日間とし、詳細は配布済みの会期日程表のとおりとすること。

2、議案の委員会付託は配布済みの議案付託表のとおりとすること。

3、一般質問通告期限は、3月8日正午までとすること。

以上であります。

次に、3月8日の委員会で決定された事項については、次の1項目です。

1、同日正午に通告が締め切られた5名7件の一般質問通告書の取り扱いについて、渡邊政司議員の通告書は文言を一部削除すること、また三浦直樹議員の2件中1件の通告書は通告を取り下げること、それぞれ本人に了解していただいたという答申を議長に行うこと。

以上であります。

以上、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（佐藤博水君） 総務教育厚生常任委員長 小林昭一君。

総務教育厚生常任委員長（小林昭一君） 4番 小林昭一。

総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

平成30年第4回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に申し出、12月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

3月1日午後7時10分より委員会を招集いたしました。

委員全員と、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集にかかわる事件は、鳴沢小学校PTA役員との意見交換についての1件です。

委員会開催に先立って、小学校において、鳴沢小学校PTA役員の方々と座談会を開催し、子供の教育や地域活性化などに関してご意見やご要望を伺いました。

座談会終了後に、議員控室で委員会を開催し、意見を聴取したPTA役員の方々などから挙げられたご意見やご要望について

協議を行いました。

協議を行った結果、小学校の授業における専門知識を有した人材の活用や、遊学館の利便性の向上などについて、今後開催される議員協議会へ総務教育厚生常任委員会から協議事項として提案することに決定しました。

以上で総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（佐藤博水君） 建設産業経済常任委員長 三浦直樹君。

建設産業経済常任委員長（三浦直樹君） 1番 三浦直樹。

建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成30年第4回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

2月1日午後1時15分から、また3月5日午後1時30分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

両日ともに委員全員と議長、会議事件説明のため振興課長及び振興課職員、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、2月1日の招集に係る事件は、村道73号線簡易歩道整備工事の今後の進め方について及び鳴沢菜の地理的表示登録の進捗状況についての2件です。

会議では、担当課より同路線について工事概要等の説明を受け、協議の結果、予定どおり平成31年度予算案に計上することを決定し、また鳴沢菜の地理的表示登録の取り組みについて、進捗状況を聴取いたしました。

次に、3月5日の招集に係る事件は、平成31年度に予定している道路工事等について及び道の駅なるさわ現地視察を踏まえ

た意見交換の2件です。

会議では、担当課より、平成31年度に実施を計画している3件の村道等工事、2件の水道工事の概要等の説明を聴取しました。

担当課の退席後、道の駅なるさわの現地視察を踏まえた意見交換を行い、協議の結果、施設の雨漏り等の補修や、軽食堂の拡充の検討などについて、今後開催される議員協議会へ建設産業経済常任委員会から協議事項として提案することに決定しました。

以上で建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（佐藤博水君） 広報常任委員長 小林清一君。

広報常任委員長（小林清一君） 3番 小林清一です。

広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成30年第4回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に申し出、12月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

1月24日午後1時30分より、議員控室において広報常任委員会を開催しました。

委員全員と、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、なるさわ議会だより第35号（案）についての1件です。

既にごらんいただいたと思いますが、議会だより第35号について、レイアウトや掲載する記事の内容などについてを協議し、先日2月1日に全戸配布いたしました。

今回の議会だよりでは、総務教育厚生常任委員会によるグラウ

ンドゴルフ部との座談会や、福島県矢祭町への視察研修レポート、また議会から村長への要望書の回答についても特集として掲載いたしました。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査の報告を終了いたします。

議長（佐藤博水君） 以上で諸般の報告を終わります。

次に、村長より所信についての発言を求められておりますので、これを許可します。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 平成31年度鳴沢村議会第1回定例会を開催するに当たりまして、議長より発言の機会をいただきましたので、私の村政に対する所信の一端を申し上げ、今後の村政運営に向けて、議員各位を初め、村民の皆様のご理解を、またご協力を賜りたいと存じます。

まず、議長さんが申し上げましたように、冬からにかけては積雪も少なく、ただ、乾燥が続き、インフルエンザ等の流行が懸念されましたが、こここのところの雨等によりましておさまった感じがいたします。また、鳴沢村のしびれるような寒さも少なく、温暖化の影響が出ているのかと感じたような次第であります。これが、ことし1年、天候異変、また災害のないことを願うものであります。

それでは、平成31年度は、これまで以上に子供からお年寄りまで安全に安心して暮らすことができる、若い力のあふれる、にぎわいのある村を目指して、「心地よく健やかに暮らせるためにみんなでつくる鳴沢村」を村民の皆様と築くことに全力を傾注する覚悟でございます。何とぞ、温かいご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

昨年を振り返りますと、気象庁から梅雨明けが6月29日に宣言され、統計をとり始めてから最も早い梅雨明けとなり、7月

23日には埼玉県熊谷市で41.1度というような観測史上最も高い気温を記録いたしました。

これらの自然環境の変化は鳴沢村にも影響し、30度を超える日が多くなり、また、4つの台風が鳴沢村に接近し、一部地域では強風による倒木の影響で停電が発生しました。

この異常な気象は、キャベツが空梅雨の影響で芯腐病を起し、また、台風などの大雨による黒腐病の発生が見られ、収穫量が前年の50%に落ち込んだ農家もあり、大変な一年だったと実感いたしました。

また、10月に開催しました富士・鳴沢ロードレース大会は、紅葉が進んだ快晴の中、総勢2,129名のランナーがそれぞれのコースに分かれてスタートし、爽快な青空のもとに、選手の皆様にはレースを満喫していただいたことと思います。

今年度は、第10回の大会といたしまして、10月27日に開催することを予定しております。引き続き、議員各位の皆様には深いご理解、ご協力をお願い申し上げます。

新年度は、前年度までの事業を維持することはもとより、地域振興対策、少子高齢化対策、富士山噴火や風水害による防災対策、教育環境整備対策など多くの事業に積極的に取り組む所存でございます。その一部につきまして概要を説明させていただきます。

まず最初に、子供を持った若い世代が鳴沢村に定住しやすい環境を創出するために、三世代同居等支援事業を実施します。これは、三世代の親子が触れ合いながら村の中で子育てをしていただくための施策で、村から出た世代が村に戻るために必要な助成を行うもので、三世代の同居あるいは近居の世帯を対象とするものであります。

そのほかにも、地域の活性化を目指した若者の移住のための施

策としまして、地域おこし協力隊の受け入れを2名分、予算計上いたしました。地域おこし協力隊には、農業振興と観光政策をあわせた6次産業化の実現を目指し、鳴沢村で積極的な活動ができますことを期待しているところであります。

また、子育て支援対策といたしまして、小学校の給食費については、1食当たり100円の補助を行っておりますが、平成31年度では1食当たり130円に補助を増額し、保護者の負担軽減を図るとともに、河口湖南中学校の給食費の補助につきましても、1食当たり50円増額し、100円の補助を行うことといたしました。

火災などの災害時に地域の安全・安心を守る最も身近な消防団には、献身的に活動していただいております団員の報酬について改善を行い、困難となりつつある団員の確保につながるよう、年間の報酬額を1人当たり7,000円引き上げ、1万円といたしました。

去年は、鳴沢村におきましても30度を超える日が続き、河口湖測候所の記録では、7月、8月の2ヶ月間に30度を超える日が32日間となり、7月23日には35.2度を記録いたしました。

鳴沢保育所は、ホールに各保育室が接続し、風通しが悪い設計になっているため、7月、8月を中心に室温が28度を超える日が30日あり、園児の体調管理を考慮した中でのエアコンの設置を行います。

そのほか、ふるさと応援寄附基金を活用した事業としまして、武道館に併設されていますトレーニングルームの設備の充実、小学校保健室へのエアコン設置、さくらの里公園遊具更新事業、なるシカくんのハイブリッド式着ぐるみと、なるシカくんグッズの作成など、多くの事業にふるさと応援寄附基金を活用した

予算編成となっております。

今後も、事業の効果や必要などを十分精査し、最少の経費で最大の効果が発揮できることを目指し、国の各種制度の補助金や交付金等の活用に努め、小さくても輝く鳴沢村を持続するために、今後も一層身を引き締めて、全力を傾注してまいりますので、新年度の村政運営に対しまして議員の皆様方のより一層のご支援と格段のご理解を、またご協力を賜りますことをお願い申し上げます。私のお信表明とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（佐藤博水君） 以上で村長の所信表明を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（佐藤博水君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの9日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの9日間と決定しました。

◎日程第4 議案第1号鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議長（佐藤博水君） 日程第4、議案第1号鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

（総務課長 渡辺一博君 登壇）

総務課長（渡辺一博君） 議案第1号鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

長時間労働の是正のための措置として、民間労働法制においては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により罰則付きの時間外労働の上限規制等が導入され、原則として平成31年4月から施行されることとなっております。

地方公務員についても、地方公務員法第24条第4項における均衡の原則により、国家公務員の措置等を踏まえ、職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、超過勤務命令を行うことができる上限を定めるなど、所要の措置を講ずる必要があります。所要の改正を行うものであります。

改正内容としては、新たに第3項に「前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関して必要な事項は、規則で定める。」の一文を加えるものであります。

なお、附則として、施行期日は平成31年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第1号の提案理由の説明を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。6番 渡邊明雄君。

6番（渡邊明雄君） もう少し説明してほしいんですが、「勤務に関して必要な事項は、規則で定める。」の規則はどのようなものでしょうか。

議長（佐藤博水君） 総務課長。

総務課長（渡辺一博君） これにつきましては、規則のほうの詳細

なことがまだ国のほうから示されていないのが現状でありまして、今後、31年度に入ってから国のほうで恐らく詳しいことが示されてきます。

先ほどの、この議案のほうにも書いてありますが、「正規の勤務時間以外の時間における勤務に関して必要な事項」というふうなことになっていますので、この辺を重点的にした規則になるというふうなことで、ちょっとくどいようですが、31年度に入ってからでないといと内容がわからないというのが今の現状であります。

議長（佐藤博水君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第5 議案第2号鳴沢村消防団員の定員、任免、給与、
サービス等に関する条例の一部を改正す
る条例を定める件

議長（佐藤博水君） 日程第5、議案第2号鳴沢村消防団員の定員、
任免、給与、サービス等に関する条例の一部を改正する条例を定め
る件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

（総務課長 渡辺一博君 登壇）

総務課長（渡辺一博君） 議案第2号鳴沢村消防団員の定員、任免、
給与、サービス等に関する条例の一部を改正する条例を定める件に
ついて、提案理由をご説明申し上げます。

本議案につきましては、都道府県知事及び市町村長に消防団の
充実強化に向けた協力を依頼する総務大臣からの書簡を受け、
消防団員の活動環境の整備の一環として、消防団員の報酬につ
いて、近隣市町村及び県内の平均額を勘案し、所要の改正を行
うものです。

改正内容としましては、第12条中「3,000円」を「10,
000円」に改めるものであります。

なお、附則として、施行期日は平成31年4月1日から施行と
するものであります。

以上で議案第2号の提案理由の説明を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤博水君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤博水君) 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤博水君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第6 議案第3号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を
改正する条例を定める件

議長(佐藤博水君) 日程第6、議案第3号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

(住民課長 小林昌信君 登壇)

住民課長(小林昌信君) 議案第3号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件について、主な改正点についてご説明申し上げます。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成31年1月25日に公布され、平成31年4月1日から施行されることを踏まえ、本条例の一部を改正するものであります。

主な改正点をご説明申し上げます。

議案の1ページをごらんください。

第2条、課税額、第2項中「58万円」をそれぞれ「61万円」に改めます。また、同様に、第22条、国民健康保険税の減額、第1項中の金額についてもそれぞれ同様に改めるものであります。これは、保険税負担の公平の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、保険税の賦課限度額を引き上げるものであります。

次に、2ページをごらんください。

第22条第1項第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改めます。これは、低所得者に対する保険税の5割軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向を踏まえた引き上げを行うものであります。

同様に、第3号中の「50万円」を「51万円」に改めます。これは、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げるものです。

以上について、附則として、施行日を平成31年4月1日とし、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしたものです。

以上で議案第3号の主な改正点についての説明を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、これを省略す

ることに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤博水君) 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤博水君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第7 議案第4号鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件

議長(佐藤博水君) 日程第7、議案第4号鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。教育課長。

(教育課長 渡邊 積君 登壇)

教育課長(渡邊 積君) 議案第4号鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由を申し上げます。

本条例改正につきましては、学校教育法(昭和22年法律第26号)の改正に基づく、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を一部改正するものであります。

改正内容としましては、次のページをごらんください。

平成31年4月1日より学校教育法が改正され、専門職業人材の育成を目的とする新たな高等教育機関として、専門職大学の制度が設けられます。これを受け、基準省令第10条第3項第5号が改正され、「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」の規定が追加されたことに伴い、当該省令同様に、鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を一部改正するものであります。

なお、附則として、施行期日は平成31年4月1日からとするものであります。

以上で議案第4号の提案理由の説明を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤博水君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第8 議案第5号災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を定める件

議長(佐藤博水君) 日程第8、議案第5号災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

(福祉保健課長 三浦寿得君 登壇)

福祉保健課長(三浦寿得君) 議案第5号災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、議案の1ページ目をごらんください。

第14条の見出し中「利率」の次に「及び保証人」を加え、第2項及び第3項を加えるものであります。

東日本大震災時の特例により、保証人がいない場合であっても災害援護資金の貸し付けが認められた経緯を踏まえ、保証人をつけるかどうかについては、市町村の判断により条例で定めることとなりました。

当村としては、貸し付けを行う際には従前どおり保証人が必要であると判断したことから、第2項として「災害援護資金の貸

付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。」、第3項として「前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。」を加えるものであります。

次に、第15条第1項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加えます。これは、被災者の災害援護資金の円滑な償還と市町村の確実な債権回収に資するため、被災者が選択できる災害援護資金の償還方法をふやすものであります。

また、同条第3項中「保証人、」を削り、「第12条」を「第11条」に改めます。これは、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令から保証人の規定が削除されたことに伴う条番号の整理によるものであります。

附則としまして、本条例の施行期日を平成31年4月1日からといたします。

以上で議案第5号の提案理由の説明を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。6番 渡邊明雄君。

6番（渡邊明雄君） 若干教えてください。

保証人というところにありますけれども、保証人の資格等はございますか。

議長（佐藤博水君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（三浦寿得君） 保証人の資格等については、特段の定めは定めておりません。

議長（佐藤博水君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤博水君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤博水君) 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤博水君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第9 議案第6号村道路線の認定及び廃止の件

◎日程第10 議案第7号村道路線の認定及び廃止の件

◎日程第11 議案第8号村道路線の認定の件

議長(佐藤博水君) 日程第9、議案第6号村道路線の認定及び廃止の件から、日程第11、議案第8号村道路線の認定の件までの3件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。振興課長。

(振興課長 木暮富人君 登壇)

振興課長(木暮富人君) 議案第6号村道路線の認定及び廃止の件から、議案第8号村道路線の認定の件までの3議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

中山間地域総合整備事業による農道整備、また、現況道路と道路台帳の整理及び農道、林道の一部を村道管理とすることに伴い、道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定に基づき、村道の廃止を行い、現状に応じて新たに村道を認定するものです。

詳細につきましては、路線数が多いため説明は省略させていただきますが、以上について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上で議案第6号から議案第8号までの提案理由の説明を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 8番 小林利雄。

ちょっと多数でわからないんですけれども、一例でいいですから、232号線だけ、ちょっと出して説明をしてください。

議長（佐藤博水君） 振興課長。

振興課長（木暮富人君） 失礼しました。232号線につきましては、農道1号を中山間地域整備事業で整備しまして、拡幅されましたが、それに基づいて村道側の起点が若干内側に入りまして、その分で修正になるものでございます。

議長（佐藤博水君） ほかに質疑はありませんか。小林利雄君。

8番（小林利雄君） 拡幅した部分と新設した部分もありますよね。そういうのを、ちょっと詳しい説明をしてください。それだけちょっと聞きたいだけです。

議長（佐藤博水君） 振興課長。

振興課長（木暮富人君） 議案第6号の3ページのほうに地図があります。232号線が、臼田和地区を經由してずっとおりてい

るわけですが、その一番右側の部分、失礼しました、これは大木原ですね。大木原地域になりますが、その232号線が一番右側の部分が、農道を拡幅したことにより、その拡幅部分の村道の延長が若干減少したものであります。

以上です。

議長（佐藤博水君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号から議案第8号までの3件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号から議案第8号までの3件は原案のとおり決定しました。

◎日程第12 議案第9号平成30年度鳴沢村一般会計補
正予算（第4号）

◎日程第 1 3 議案第 1 0 号平成 3 0 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

◎日程第 1 4 議案第 1 1 号平成 3 0 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

◎日程第 1 5 議案第 1 2 号平成 3 0 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

◎日程第 1 6 議案第 1 3 号平成 3 0 年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計補正予算（第 1 号）

議長（佐藤博水君） 日程第 1 2、議案第 9 号平成 3 0 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 4 号）から、日程第 1 6、議案第 1 3 号平成 3 0 年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計補正予算（第 1 号）までの 5 件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

（村長 小林 優君 登壇）

村長（小林 優君） 議案第 9 号平成 3 0 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 4 号）から、議案第 1 3 号平成 3 0 年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計補正予算（第 1 号）までの 5 議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成 3 0 年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものや余剰金の処分として新たに 1 億 1, 7 3 9 万 3, 0 0 0 円を追加し、一般会計並びに特別会計予算総額を 2 9 億 9 5 2 万 5, 0 0 0 円とするものであります。

一般会計の主な歳出の概要につきましては、ふるさと応援寄附基金 3 5 0 万円、農業委員会運営諸費 7 2 万円、社会福祉行政諸費 1 6 5 万 6, 0 0 0 円、余剰が見込まれる 2 億 4 4 0 万 2, 0 0 0 円を公共施設建設基金に積み立てるほかに、年度末とな

り決算見込み額が把握できる状況となったことから、減額できる部分について不用額の減額を行うものであります。

歳入の内訳としましては、村税 3, 290 万円、普通交付税 7, 211 万 5, 000 円、繰越金 1, 766 万 7, 000 円などを見込むほか、基金繰入金 927 万円などを減額するものであります。

なお、地方自治法第 213 条第 1 項の規定による繰越明許費として、総務行政諸費 216 万円、村道改良事業 1, 895 万 6, 000 円、道路敷分筆・所有権移転登記事業 150 万円の 3 事業、計 2, 261 万 6, 000 円を平成 31 年度へ繰り越してできるものとして設定するものであります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第 9 号から議案第 13 号までの提案理由の説明を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第 9 号から議案第 13 号までの 5 件については、会議規則第 36 条第 1 項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

◎日程第 17 議案第 14 号平成 31 年度鳴沢村一般会計予算

◎日程第 18 議案第 15 号平成 31 年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算

◎日程第 19 議案第 16 号平成 31 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算

◎日程第 20 議案第 17 号平成 31 年度鳴沢村介護保険特別会計予算

◎日程第 2 1 議案第 1 8 号平成 3 1 年度鳴沢村介護予防支
援事業特別会計予算

◎日程第 2 2 議案第 1 9 号平成 3 1 年度鳴沢村後期高齢者
医療特別会計予算

議長（佐藤博水君） 日程第 1 7、議案第 1 4 号平成 3 1 年度鳴沢村一般会計予算から、日程第 2 2、議案第 1 9 号平成 3 1 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの 6 件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

（村長 小林 優君 登壇）

村長（小林 優君） 議案第 1 4 号平成 3 1 年度鳴沢村一般会計予算から、議案第 1 9 号平成 3 1 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの 6 件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第 1 4 号平成 3 1 年度鳴沢村一般会計予算につきましては、歳入歳出予算総額 2 0 億 1, 9 7 1 万 1, 0 0 0 円で、前年度比 6. 3 %、1 億 1, 9 2 0 万円の増となりました。

景気は穏やかに回復されていると言われてはいますが、地方への波及効果はまだまだであり、また、地方自治体を取り巻く環境も、少子高齢化の進展を初めとする多様な課題が山積みされているところでもあります。

当村においては、村税収入について微増傾向がうかがえますが、村の基幹税であります固定資産税の土地の下落傾向は続いており、今後も大幅な増収は見込めない状況であります。

また、地方交付税については、平成 3 1 年度の地方財政計画において前年度と同水準を確保するとされていますが、今後は徐々に減少することが推測されています。

一方、歳出面では、社会保障費の増加、公共施設の老朽化による維持補修・改築費の増加等により、今後、財政が硬直化することが懸念されます。

このような財政状況の中、より一層の財源確保が求められるところであり、今年度についても、可能な限り国・県支出金などの特定財源を積極的に確保した上での予算編成を行いました。また、ふるさと応援寄附基金を活用し、各種事業へ充当を行いました。

歳出においての新規事業などについては、所信表明で一端を述べさせていただきましたが、主な支出といたしまして、社会資本整備総合交付金を活用した村道改良事業 9,732万4,000円、個人番号利用事務システムの更新などを行う共通電算機整備・管理事業 8,970万6,000円、ふるさと応援寄附基金を活用したエアコン設置工事等を行う保育所運営事業 7,792万9,000円、道の駅なるさわ駐車場の舗装打ちかえなどを行う道の駅なるさわ運営事業 5,147万1,000円、三世代同居の支援を行うため住宅の取得等に費用の一部を補助するなどを行う地域福祉事業 1,748万6,000円、子ども・子育て支援対策として継続して行っている子ども医療費助成事業 1,647万8,000円などを計上しております。

歳入につきましては、村税 7億8,078万6,000円、特別交付税を含む地方交付税 4億4,687万2,000円、国庫支出金 1億17万9,000円、県支出金 9,714万7,000円などを見込んでおります。なお、不足する財源につきましては、財政調整基金など 2億5,396万7,000円を繰り入れます。

続いて、議案第15号平成31年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算から、議案第19号平成31年度鳴沢村後期高齢者医療

特別会計予算までの5件につきましては、各特別会計の歳入歳出合計といたしまして7億7,411万円で、前年度比2.9%、2,277万8,000円の減となっております。

以上が平成31年度一般会計並びに特別会計の予算概要となりますが、引き続き歳入の確保及び歳出の節減、合理化に努め、健全で安定的な財政運営に努める所存でありますので、議員各位におかれましても特段のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第14号から議案第19号までの6件についての提案理由の説明を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号から議案第19号までの6件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

議長（佐藤博水君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は3月12日から18日までの7日間を休会としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議は3月12日から18日までの7日間を休会とすることに決定しました。

なお、本会議は3月19日午前10時から再開いたします。

本日は以上で散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時33分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成31年3月11日

議会議長

署名議員

署名議員

平成31年第1回3月19日再開

1、出席議員

1番	三浦直樹	2番	渡辺圭一
3番	小林清一	4番	小林昭一
5番	渡邊政司	6番	渡邊明雄
7番	三浦利雄	8番	小林利雄
9番	佐藤博水		

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 副村長 渡邊明訓
教育長 渡邊伸一 総務課長 渡辺一博
税務課長 渡辺英博 企画課長 渡辺安司
福祉保健課長 三浦寿得 住民課長 小林昌信
振興課長 木暮富人 教育課長 渡邊 積
会計管理者 佐藤政中

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梶原 充
議会事務局書記 渡辺和彦

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 議案第9号平成30年度鳴沢村一般会計補正予算
(第4号)
日程第4 議案第10号平成30年度鳴沢村国民健康保険特別
会計補正予算(第3号)
日程第5 議案第11号平成30年度鳴沢村簡易水道事業特別

会計補正予算（第3号）

- 日程第6 議案第12号平成30年度鳴沢村介護保険特別会計
補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第13号平成30年度鳴沢村介護予防支援事業
特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第14号平成31年度鳴沢村一般会計予算
- 日程第9 議案第15号平成31年度鳴沢村国民健康保険特別
会計予算
- 日程第10 議案第16号平成31年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計予算
- 日程第11 議案第17号平成31年度鳴沢村介護保険特別会計
予算
- 日程第12 議案第18号平成31年度鳴沢村介護予防支援事業
特別会計予算
- 日程第13 議案第19号平成31年度鳴沢村後期高齢者医療特
別会計予算
- 日程第14 同意第1号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を
求める件
- 追加日程第1 議案第20号鳴沢村水道法施行条例の一部を改正
する条例を定める件
- 日程第15 一般質問
- 日程第16 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午前10時00分

議長（佐藤博水君） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤博水君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、三浦直樹君、渡辺圭一君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（佐藤博水君） 日程第2、諸般の報告を行います。

平成30年第4回定例会以降に開かれました、一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。

報告者は自席にて報告を行ってください。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、5番 渡邊政司君。

5番（渡邊政司君） 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告をさせていただきます。

12月19日水曜日、10時より招集され、第4回定例会が行われました。

議員17名と、会議事件説明のために組合長並びに事務局2名の出席がありました。

本会議における会議事件は2件で、まず会議録署名議員の指名があり、会期は19日の1日間と決定されました。

内容としましては、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合長

等の給与及び旅費条例の一部を改正する条例を定める件について、事務局から提案理由の説明があり、原案のとおり承認されました。これは平成29年8月8日付の人事院勧告に基づき条例の一部を改正するものです。

次に、平成30年度一般会計補正予算（第3号）について事務局から、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,619万4,000円とする予算補正についての説明があり、原案のとおり承認されました。

補正の内容は、部分林被害に係る賠償金の84万円です。

その他報告事項としまして、富士山火山防災対策についての報告がありました。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告を終了します。

議長（佐藤博水君） 河口湖南中学校組合議会、4番 小林昭一君。

4番（小林昭一君） 河口湖南中学校組合議会についての報告をさせていただきます。

平成30年第3回河口湖南中学校組合議会臨時会が平成30年12月19日午後2時より招集され、会議が行われました。

議員全員と、会議事件説明のために組合長渡辺喜久男富士河口湖町長を初め、事件説明のために執行部7人の出席がありました。

本会議においては、まず会議が19日、1日間と決定されました。

会議事件は2件で、内容としましては、平成30年度河口湖南中学校組合一般会計補正予算議定の件、内容は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ874万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,034万1,000円

とする旨。

主な内容は、空調設備設計料です。

次に、教育委員会教育長の任命に同意を求める件。任期満了による石川正彦氏に再度の任命を求める件です。

2件とも原案のとおり可決されました。

次に、平成31年第1回河口湖南中学校組合議会臨時会が2月20日午後2時より招集され、会議が行われました。

議員14名と、会議事件説明のために組合長渡辺喜久男富士河口湖町長を初め、事件説明のために執行部7人の出席がありました。

本会議においては、まず会議が20日、1日間と決定されました。

会議事件は1件で、内容としましては、平成30年度河口湖南中学校組合一般会計補正予算議定の件、内容は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,198万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,232万3,000円とする旨。

主な内容は、空調設備工事費です。

原案のとおり可決されました。

以上で、河口湖南中学校組合議会についての報告を終了いたします。

議長（佐藤博水君） 富士五湖広域行政事務組合議会、7番 三浦利雄君。

7番（三浦利雄君） 富士五湖広域行政事務組合議会についての報告をさせていただきます。

まず、昨年12月26日午後2時半より議会臨時本会議が招集され、会議が行われました。

会議には、議員19名と、会議事件説明のため、代表理事堀内

茂富士吉田市長、小林 優鳴沢村長を初めとした理事、事件説明のために執行部の出席がありました。

本会議においては、議席の指定及び議席の一部変更が行われた後、選挙第1号の組合議会議長選挙が行われ、富士河口湖町の倉沢鶴義氏が当選しました。

会議録署名議員の指名の後、会期が26日の1日間と決定されました。

会議事件は、先ほど申し上げた議長選挙を含む選挙2件、選任2件、議案2件の6件です。

選挙第2号は組合議会副議長選挙で、忍野村の櫻井をさみ氏が当選しました。

選任第5号、選任第6号は、欠員の生じた議会運営委員会と常任委員会の補欠の選任です。

議案第11号は広域行政事務組合職員給与条例の一部改正で、人事院及び山梨県人事委員会における勧告に伴う職員給与の改定との整合性を図るため、所要の改正が行われたものです。

議案第12号は広域行政事務組合火災予防条例の一部改正で、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、法令違反の内容を利用者等に公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進に資することを目的に所要の改正が行われたものです。

以上2議案は、総務常任委員会及び消防常任委員会へ付託、審査され、その後の本会議においていずれも原案どおり可決されました。

続いて、平成31年第1回定例会についての報告をさせていただきます。

2月26日午後2時半より本会議が招集され、会議が行われました。

会議には、議員18名と、会議事件説明のため、代表理事堀内茂富士吉田市長、小林 優鳴沢村長を初めとした理事、事件説明のため執行部の出席がありました。

本会議においては、会議録署名議員の指名の後、会期が2月27日までの2日間と決定されました。

会議事件は、議案第1号平成31年度一般会計予算、議案第2号平成31年度富士五湖ふるさと振興整備事業特別会計予算、議案第3号平成31年度富士五湖聖苑特別会計予算の3件でございます。

議案第1号一般会計予算は、歳入歳出総額18億3,467万8,000円、議案第2号ふるさと振興整備事業特別会計予算は、歳入歳出総額1,373万3,000円、富士五湖聖苑特別会計は、歳入歳出総額1億275万4,000円で、いずれも予算特別委員会に付託され、同日の本会議後、審議されました。

一般会計につきましては、前年度比1億8,198万8,000円、11%の増で、新庁舎建設基本・実施設計業務委託を含む消防費の増が主な要因です。

富士五湖ふるさと振興整備事業特別会計については、前年度比452万円、49%の増で、歳入における前年度からの繰越金の増に伴う歳出の予備費の増が主な要因です。

富士五湖聖苑特別会計については、前年度比111万5,000円、1%の減で、火葬場管理費の減が主な要因です。

以上3件について、審議の結果、翌27日の本会議でいずれも可決されました。

以上で、富士五湖広域行政事務組合議会についての報告を終わ

ります。

議長（佐藤博水君） 青木が原ごみ処理組合議会、2番 渡辺圭一君。

2番（渡辺圭一君） 青木が原ごみ処理組合議会。

会期は、31年3月1日、1日で、出席議員は、委員7名、執行部3名です。

議題となったのは、平成31年度歳入歳出予算の件です。

歳入歳出それぞれ3,180万5,000円を定め、承認されました。

以上です。

議長（佐藤博水君） 青木ヶ原衛生センター議会、2番 渡辺圭一君。

2番（渡辺圭一君） 平成31年度青木ヶ原衛生センター議会。出席議員12名です。

会期は、3月1日、1日で決定しました。

青木ヶ原衛生センターの歳入歳出予算の総額5,986万2,000円と定め、これで決定しました。

以上です。

議長（佐藤博水君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会、1番 三浦直樹君。

1番（三浦直樹君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告をさせていただきます。

2月20日午後2時より招集され、第1回定例会が行われました。

議員21名と、会議事件説明のために広域連合長金丸一元南アルプス市長を初め、事件説明のために執行部及び事務局11名の出席がありました。

最初に、新たに選出された議員4名の議席の指定があり、会期

は1日間と決定されました。

その後、欠員となった議会委員会委員に大月市西室 衛議員、南アルプス市斎藤博明議員、富士河口湖町倉沢鶴義議員が選任されました。

次に、一般質問として、大月市西室 衛議員から、「マイナンバーカードの利用内容向上による市町村事務の簡素化について」の質問があり、功刀事務局長より、「マイナンバーカードを利用した情報連携は国では検討中であり、今後も手続の簡素化に努めてまいります」との回答がありました。

議案第1号山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これは後期高齢者の保険料に関し、低所得者に対する軽減措置の拡充が行われたことによる改正と、国の予算措置による低所得者の軽減特例の見直しにより、平成31年度以降に段階的に特例が廃止になることにより、条例を改正する必要があるためです。

原案のとおり可決されました。

議案第2号平成30年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,763万7,000円を減額し、それぞれ5億3,403万1,000円とするものです。これは財政調整基金繰入金によるものです。

議案第3号平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億5,386万4,000円を増額し、それぞれ1,031億857万4,000円とするものです。主な内容は、歳入が療養給付費負担金及び調整交付金、歳出が保険給付費によるものです。

議案第4号平成31年度後期高齢者医療広域連合一般会計予算

につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億3,683万円と定めるものです。

議案第5号平成31年度後期高齢者医療特別会計予算。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,039億8,198万2,000円と定め、一時借入金の最高額は100億円と定めるものです。

いずれも原案のとおり可決することに決定しました。

以上で山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告を終了いたします。

議長（佐藤博水君） 次に、本日、議会運営委員会が開催されておりますので、その報告を求めます。議会運営委員長 三浦利雄君。

議会運営委員長（三浦利雄君） 議会運営委員会開催の報告をさせていただきます。

本日午前9時半より、議員控室において議会運営委員会を開催いたしました。

委員全員と議長、議案等説明のため総務課長、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

委員会で決定された事項については、次の1項目です。

1、本日の本会議での追加事件の取り扱いは、追加日程として議題とすること。

以上であります。

以上で本日開催しました議会運営委員会の報告を終了させていただきます。

議長（佐藤博水君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第9号平成30年度鳴沢村一般会計補正予算（第4号）

- ◎日程第4 議案第10号平成30年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- ◎日程第5 議案第11号平成30年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- ◎日程第6 議案第12号平成30年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第2号)
- ◎日程第7 議案第13号平成30年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計補正予算(第1号)

議長(佐藤博水君) 日程第3、議案第9号平成30年度鳴沢村一般会計補正予算(第4号)から、日程第7、議案第13号平成30年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計補正予算(第1号)までの5件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 渡邊政司君。

予算決算常任委員長(渡邊政司君) 今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託された議案第9号平成30年度鳴沢村一般会計補正予算(第4号)から、議案第13号平成30年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計補正予算(第1号)までの5議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い去る3月11日に開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された5議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（佐藤博水君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よってこれを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号から議案第13号までの5件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案について委員長報告は可決であります。

議案第9号から議案第13号までの5件は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（佐藤博水君） 起立全員です。したがって、議案第9号から議案第13号までの5件は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第8 議案第14号平成31年度鳴沢村一般会計予算

◎日程第9 議案第15号平成31年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算

◎日程第 10 議案第 16 号平成 31 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算

◎日程第 11 議案第 17 号平成 31 年度鳴沢村介護保険特別会計予算

◎日程第 12 議案第 18 号平成 31 年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算

◎日程第 13 議案第 19 号平成 31 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算

議長（佐藤博水君） 日程第 8、議案第 14 号平成 31 年度鳴沢村一般会計予算から、日程第 13、議案第 19 号平成 31 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの 6 件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 渡邊政司君。

予算決算常任委員長（渡邊政司君） 今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託された議案第 14 号平成 31 年度鳴沢村一般会計予算から、議案第 19 号平成 31 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの合計 6 議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い去る 3 月 12 日及び 14 日並びに 15 日並びに 18 日に開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された 6 議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、村当局におかれましては、審査の経過で委員各位より出

されました質疑、意見等について、十分に予算執行に生かされるよう一層の努力をお願いするものであります。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（佐藤博水君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は、議員全員で構成され、議員諸君は、委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よってこれを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号から議案第19号までの6件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。

議案第14号から議案第19号までの6件は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（佐藤博水君） 起立全員です。したがって、議案第14号から議案第19号までの6件は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第14 同意第1号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件

議長（佐藤博水君） 日程第14、同意第1号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 同意第1号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

委員であります三浦雄一郎氏が、3月31日をもって教育委員を退任されることを受け任命するもので、後任といたしまして、鳴沢村1000番地、小林傳吾氏を任命したいと思います。

ご存じのとおり人格が高潔で教育、学術及び文化に関してすぐれた識見を持ち、適任と認められますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意いただけますようお願い申し上げます。

議長（佐藤博水君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 討論なしと認めます。

これより同意第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(佐藤博水君) 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長(佐藤博水君) お諮りいたします。

ただいま鳴沢村長、小林 優君から議案第20号鳴沢村水道法施行条例の一部を改正する条例を定める件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議案第20号鳴沢村水道法施行条例の一部を改正する条例を定める件を追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤博水君) 異議なしと認めます。よって、議案第20号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第20号鳴沢村水道法施行条例の一部を改正する条例を定める件

議長(佐藤博水君) 追加日程第1、議案第20号鳴沢村水道法施行条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。振興課長。

振興課長(木暮富人君) 議案第20号鳴沢村水道法施行条例の一部を改正する条例を定める件について提案理由をご説明申し上げます。

技術士法施行規則の一部を改正する省令により、技術士試験の試験科目が見直され、上下水道部門の選択科目である「水道環

境」が平成31年4月1日以降は「上下水道及び工業用水道」に統合され、廃止されます。

これに伴い、水道法施行規則第9条において定める水道の布設工事監督者の資格要件中の「水道環境」を削るべく、水道法施行規則の一部を改正する省令が平成30年12月26日に公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、村条例についても所要の改正を行う必要があるものです。

議案の1ページをごらんください。

第3条、（布設工事監督者の資格）第1項第8号の「又は水道環境」を削除します。

附則として、本条例の施行期日を平成31年4月1日とし、経過措置として、この条例の施行前に行われた第2次試験のうち、選択科目として水道環境を選択した者に関するみなし規定を定めるものです。

以上で議案第20号の提案理由の説明を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決定しました。

◎日程第15 一般質問

議長（佐藤博水君） 日程第15、一般質問を行います。

ここで一般質問通告取り下げの報告をいたします。

三浦直樹議員から1件の一般質問通告の取り下げの申し出がございましたので、これを許可いたしました。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

小林清一君からの「児童虐待防止について」の質問を許します。

3番 小林清一君。

3番（小林清一君） 児童虐待防止について、教育長にお尋ねいたします。

ことし2月、千葉県野田市にて、小学校4年生の児童が父親の虐待により死亡する、まことに痛ましい事件がありました。両親が傷害致死容疑で逮捕されました。父親からの暴力をいじめアンケートで訴えても聞き入れてもらえず、秘密を守るはずのアンケートが父親に渡り、虐待がエスカレートした結果の事件でした。

児童虐待の防止についての考え方と、発覚した場合の処置対応について示していただきたい。

議長（佐藤博水君） 教育長。

教育長（渡邊伸一君） 小林清一議員の質問にお答えいたします。

本村では、住民課主管のもと、保護者のない児童、または保護

者に監護されることが不相当と認められる児童の早期発見、適切な保護及び配偶者からの暴力の防止並びに高齢者への虐待防止等を図るために、虐待防止等対策地域連絡協議会を設置しております。富士・東部保健福祉事務所、都留児童相談所、富士吉田警察署など、県の機関と医師、学校関係者、鳴沢村の関係する団体が構成員となっております。

保護を要する者の情報や適切な保護を図るための情報交換、支援内容の協議、関係機関等相互の連携を図るため、年1回開催されております。また、同協議会の個別ケース検討委員会を年4回開催しており、ふだんから気になる家庭や幼児、児童、生徒の情報を都留児童相談所、駐在所、鳴沢小学校、湖南中、保育所、保健師、教育委員会、主任児童委員、遊学館職員、児童福祉担当等の関係機関の担当で個別のケースについての情報共有を行い、虐待が疑われる場合には、早期に対応できるよう関係者との連携を強化し、支援対策の協議を行っております。

小学校では、毎年いじめに関する調査「友達アンケート」、こちらにつきましては、例えば「休み時間一緒に遊ぶ友達はいいますか」などの13の設問とともに、家庭での様子を記入する児童への調査や、定期的に実施する身体測定時に児童の身体に不自然な傷などを担任、養護教諭で確認すること。また、6月に友達課題発見週間を設け、全教員が様子がおかしい児童、1人で遊んでいる児童に声かけを行い、いじめ・虐待につながる事象の早期発見に努めております。

児童虐待防止につきましては、内閣府、文部科学省、厚生労働省から本年1月の千葉県野田市で発生した事件を受け、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策のさらなる徹底・強化について」、平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議で決定され、抜本的な体制強化を図ることとした

通知が発出されました。

内容は、増加する児童虐待に対応するため、とりわけ学校等における児童虐待の早期発見、早期対応、被害を受けた子供の適切な保護等について、学校等及びその設置者と市町村、児童相談所が連携して対応が図られるよう取り組むものとされました。

今回の事案を踏まえて対策の強化を図るべき事項として、市町村に関連する部分は、市町村、児童相談所は、保護者に虐待を告知する際には、子供の安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元、児童虐待にかかわる通告を行った者は明かせない旨を保護者に伝える。

学校等は、保護者から情報元、虐待を認知するに至った端緒や経緯に関する開示の求めがあった場合には、情報元は保護者に伝えないこととし、児童相談所と連携しながら対応する。学校等は、保護者が児童虐待の通告や児童相談所による一時保護、継続指導等に関して不服があり、保護者から学校等に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、複数の教職員等で対応するとともに、設置者に連絡した上で組織的に対応すると同時に、設置者と連携して速やかに市町村、児童相談所、警察等の関係機関と情報共有し、関係機関が連携して対応することとされております。

これらの通知は、教育委員会だけでなく、総務課、福祉保健課、住民課など、関係部署で共有し、小学校、保育所に対しましても通知を行いました。今後、これらの通知になる対策事項につきまして、再確認するように指導したところであります。

以上で小林清一議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（佐藤博水君） 3番 小林清一君。

3番（小林清一君） 虐待としつけは難しい範囲だと思いますが、

1点、特に児童、保護者に対しての、特に保護者の関係が強いかもしれませんが、それに対しての教育とか啓発、この点についてさらにやる必要があるんじゃないか。親のほうもしつけのつもりでやったのが、実は虐待というのはある程度定義されておりますので。その辺があるので、そういった教育、または啓発運動、そのようなことをもしやられていたら、ぜひお願いしたいと思っています。

以上で質問は終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で、小林清一君の一般質問を終わります。

次に、「地域おこし協力隊について」の質問を許します。8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 地域おこし協力隊について、小林村長にお伺いいたします。

村長が新年の挨拶で、地域おこし協力隊を採用すると表明したことは非常によい決断だと思います。

地域おこし協力隊取り組み自治体に対し、隊員1人当たり400万円、募集時に要する経費1団体当たり200万円、起業する者1人当たり100万円等、特別交付税措置があります。

総務省のホームページによると、平成29年度全国で997団体が4,830人採用しております。県内では19市町村で91名活躍中です。

北杜市14名、都留市12名、小菅村10名、丹波山村9名等、小さな町村でも多くの協力隊を採用して成果を上げております。

鳴沢村ではどのような内容で何名募集しますか、村長のお考えをお示してください。

議長（佐藤博水君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林利雄議員の質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、地域おこし協力隊制度は、平成21年度から行われ、現在、全国で5,000人余の方が募集のあった地域でさまざまな活動されているとのこと。

地域おこし協力隊の主な条件としては、活動期間は原則3年間で、住民票を移し、その地域への定住を図ることとされております。ちなみに、全国では6割の方が定住しているとのこと。

国の財政支援策としましては、特別交付税で措置される隊員1人当たり年間報酬が200万円、その他の経費として家賃、社会保険料等や車のリース料、燃料代などで約200万円、合計400万円を限度として国からの支援を受けることができるとなっております。

また、民間の就職案内を活用した場合には、費用の200万円までを限度として特別交付税で措置されるとされておりますが、平成31年度予算では、民間の就職案内の利用ではなく、我が村では、一般社団法人移住・交流推進機構の利用を考えております。

村では、平成31年度予算で2名の募集を予定しており、住宅は、将来この地域に定住していただくように、村内の民間アパート等を考えております。

第1の募集として、地元の野菜や新たな農作物を導入し、6次産業化に意欲のある方。また、第2に農産物等の流通、販売の経験者を募集し、地元の農産物の販売促進などを行っていただき、例えばですが、道の駅の物産館の売上増加など、地域の活性化に役立つ意欲のある方に来ていただきたいと考えております。

まずは、4月以降に募集予定しております。村の意向に沿った隊員の応募があるかどうかは不明であります。地域の皆様や

関係者の協力が必要となっておりますので、その際には、何かとご協力くださいますようお願い申し上げ、以上で小林利雄議員の質問の答弁とさせていただきます。

議長（佐藤博水君） 8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 地域おこし協力隊が鳴沢村に定住するには、村長のおっしゃるとおり、地域の皆様と関係者の協力がなければ実現しません。

観光と農業を結びつける政策で大きく成果を上げているのは道の駅、物産館だと思えます。多額の資金を使いましたが、今では鳴沢村の顔であり、農家の所得向上に大きく寄与しており、村民は喜んでいきます。

人口減少の今、他の町村では、移住した人にいろいろと有利な政策を行っております。国は、協力隊員が最終年次、または任期終了、翌年の起業する者1人当たり100万円補助しています。鳴沢村に有能な地域おこし協力隊員が定住してくだされば、村の活性化は間違いのないと思えます。鳴沢村として、起業する隊員に補助金とか税制、その他の面で優遇する考えはありますか。

議長（佐藤博水君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） これは、企画課長に答弁させていただきます。

議長（佐藤博水君） 企画課長。

企画課長（渡辺安司君） ただいまのご質問に対しお答えいたします。

まず、募集をいたしまして、3年間この地域で地域おこし協力隊の方に協力していただいて、成果を出していただくというのが前提になっております。また、募集いたしまして、何人また応募されるかということもありますので、その3年間の成果のうち今後、村のほうに定住していただいて、起業なり就職し

ていただくように、そういった補助、また支援策を考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（佐藤博水君） 以上で小林利雄君の一般質問を終わります。

次に、「フレックスタイム制を導入した、役場の窓口業務の時間延長について」の質問を許します。5番 渡邊政司君。

5番（渡邊政司君） 「フレックスタイム制を導入した、役場の窓口業務の時間延長について」、村長に伺います。

議員研修で訪れた福島県の矢祭町は、全国に先駆けて合併をしない宣言をして、行財政改革を断行している町として有名ですが、職員数を大幅に削減した中で行政サービスにも積極的に取り組んでいます。

平日は、午前7時30分から午後6時45分までの窓口業務、また土曜日、日曜日は、8時30分から午後5時15分まで役場の窓口業務を行っています。

鳴沢村では、平日の8時半から午後5時15分の窓口業務となっていますので、会社勤めをしている人は、住民票や印鑑証明等の証明書等を発行してもらうためには仕事を休まなければなりません。

限られた職員数で多くの業務をこなすことは大変なことだと思いますが、窓口業務の時間を長くして利便性を上げていただきたいとの要望もあります。

職員のフレックスタイム制を導入して、役場の窓口業務の時間を延長するお考えはありますか。

議長（佐藤博水君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 公務員のフレックスタイム制度を熟知しております総務課長に答弁させていただきます。

議長（佐藤博水君） 総務課長。

総務課長（渡辺一博君） それでは、私のほうから、渡邊政司議員の「フレックスタイム制を導入した、役場窓口業務の時間延長について」というふうなことで答弁をさせていただきます。

公務員のフレックスタイム制度につきましては、ワーク・ライフ・バランスに対する意識の高まり、働き方に対するニーズの多様化の状況等を踏まえて勤務時間法が改正され、平成28年4月1日から、全ての国家公務員を対象にフレックスタイム制度が適用されることになりました。

これに伴い、地方公務員についても、勤務条件に関する均衡の原則に基づき、各地方公共団体の実情に即し、適切に取り組むよう通知がされております。

このフレックスタイム制度の導入状況については、例年総務省の調査があり、山梨県市町村課が取りまとめた平成30年4月1日現在の状況によりますと、フレックスタイム制度を導入している団体は県内ではないため、全団体に対し総務省及び市町村課より、職員の柔軟な働き方を促し、ワーク・ライフ・バランスを着実に推進するため、制度の導入を検討するよう要請がされておりますが、全国では比較的大きな規模の自治体を中心に制度が導入されているようです。

本村でのフレックスタイム制度導入に向けての課題としては、特に窓口等における繁忙時間帯が時期や曜日により一定ではないことから、公務の運営に支障がないよう、全員が勤務しなければならない時間帯とする、いわゆるコアタイムの設定が難しいこと、さらに全員で勤務ができない時間帯が生じることにより、電話や窓口対応などで村民サービスの低下や、関係部署との協議、連携への支障による公務運営への影響などが懸念されます。

このような中、本村においては類似した取り組みとして、平成

16年度から従来の日直に加え、住民課職員1名を配置し、正午から午後1時までの昼休み時間に各種証明書等の発行等を行える取り組みを実施して、住民の利便性に配慮しており、平成29年4月からは村のホームページにもその旨を掲載し、周知に努めております。

また、証明書等の発行とは異なりますが、平成17年度からは例年ゴールデンウイーク明けから5月末までの期間は、税務課職員を同様に昼休み時間に1名配置し、固定資産税の納付通知等に関する事務対応を実施しているところであります。

そのほかにも、委任状を持参していただくことによる各種証明書の発行も可能で、委任状持参による代理請求の割合も約3割の方が利用をしております。

本村のフレックスタイム制度導入につきましては、その実施により村民サービスの低下や、行政運営に支障が生じないようにする必要のあることから、業務の効率化と職員の意向に沿うワーク・ライフ・バランスの推進について、本村と同規模の自治体の導入状況や運用策の動向等を踏まえ、調査研究してまいりたいと考えております。

また、フレックスタイム制度ではございませんが、住民の利便性に配慮する取り組みに関しましては、さらなるニーズを把握した中で、費用対効果も考慮し、十分な検討をしていきたいと考えております。

以上で渡邊政司議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（佐藤博水君） 5番 渡邊政司君。

5番（渡邊政司君） 近隣の富士河口湖町なんですけれども、こちらでは毎週水曜日に午後6時半まで延長して証明書等の窓口業務を実施しております。また、富士吉田市におきましては、毎

週水曜日午後7時まで延長して、そういった証明書の発行を行っております。

鳴沢村でお昼の時間帯で対応していただいているということなのですが、お昼の時間だけでは間に合わない方もいます。窓口業務の時間延長については、村民からの要望がありますので、利便性向上に向けて改善されるよう再度お願いして、質問を終わります。

議長（佐藤博水君） 次に、「医療費の抑制と健康づくりへの取り組みについて」の質問を許します。5番 渡邊政司君。

5番（渡邊政司君） 「医療費の抑制と健康づくりへの取り組みについて」、村長に伺います。

国民健康保険制度は、平成30年4月から都道府県が財政運営の責任主体となり、納付金額を算定しています。

鳴沢村では、医療費が抑えられたため、28年度と比べて、1人当たりの納付金額は3万5,849円の減額でした。一時的に国民健康保険料が下がりましたが、今後、高齢化や高額医療などにより、県への納付金額の増加が懸念されます。

31年度の国民健康保険税率と、今後の見込みについて伺います。

また、鳴沢村では、医療費、特に高額医療費を抑えるために健康づくりに向けた取り組みを積極的に展開しています。医療費に対する抑制効果は、はかりづらいと思いますが、予測効果額についても伺います。

議長（佐藤博水君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 私より熟知しております、鳴沢村の国民健康保険制度の担当課長であります住民課長に答弁させていただきます。

議長（佐藤博水君） 住民課長。

住民課長（小林昌信君） それでは、渡邊政司議員の質問についてお答えさせていただきます。

まず、平成31年度の国民健康保険税と今後の見込みについてですが、平成31年度の保険税率については、平成30年度から変更はありません。しかし、県からことし表示された標準保険税率は、前年度から大幅に上がっており、保険税全体の65%を占める医療給付費分について、所得割額が前年の4.21%から5.80%となり、1.59%の増、均等割が1万7,242円から2万3,997円となり、6,755円、約39%増、平等割が1万2,542円から1万7,407円となり、4,865円、約39%の増となります。

後期高齢者支援金分、介護納付金分についても、医療費分ほどではありませんが、わずかに増となっているため、現在の保険税率では赤字化が予想されます。

今年度末で基金残高は1億3,000万円を見込んでおりますので、基金を財源に現行の税率を維持していく予定ですが、今後も決算状況や基金残高を確認し、国保運営協議会と協議しながら、適正な税率を設定していく必要があります。

続きまして、医療費抑制に対する効果について、お答えいたします。

医療費は、透析や精神科の長期入院などの慢性的な疾患に加え、突発的に起きる脳、心臓、がん等による手術や先進医療で左右されます。疾患の早期発見、早期治療によって医療費は抑えることが可能ですので、現在特定健診・がん検診の実施や精密検査に入った人への検査費用の助成を行うことにより、重症化の予防をしております。

また、透析の原因として、糖尿病に起因するケースが全国的に増加しているため、慢性腎臓病予防として講演会や健診での継

続フォローを行うことにより、重症化予防が期待できます。

近年の高齢化に伴い、高齢者の医療費も増加しています。介護予防事業に力を入れ、重症化を予防しております。これらは、国保事業として独自に対応は困難で、現在福祉保健課と連携して実施しております。

しかし、医療費削減の効果額については、健康である理由が予防事業の効果であるのかを実証する方法がなく、効果の実証は困難であります。

以上で渡邊政司議員の一般質問についての答弁とさせていただきます。

議長（佐藤博水君） 5番 渡邊政司君。

5番（渡邊政司君） 今は高齢化に伴い、医療費も増加傾向にあります。職員による医療費抑制への取り組みや努力が見えにくい状況になります。職員のモチベーションが下がらないように職員の取り組みや努力による予測効果をできるだけ数値化して、医療費抑制への取り組みを評価していただくようお願いして、質問を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で渡邊政司君の一般質問を終わります。

次に、「村独自の起業支援の今後の方針は」の質問を許します。

4番 小林昭一君。

4番（小林昭一君） 「村独自の起業支援の今後の方針」について、村長にお尋ねをします。

2009年度から制度化された地域おこし協力隊を来年度から検討していく考えと聞きました。しかしながら、総務省の隊員としてでは制約が多く、地域活動の意欲があっても該当としないケースもあるかと思われます。そこで、誰でも村で起業できるように、村独自の支援が必要ではないかと思えます。

総合戦略でも、主な取り組みとして創業、起業の支援が明記さ

れていますが、これまでは特に取り組みが進んでいないように
思われます。村独自の起業支援策等について、今後の取り組み
の方針を具体的にお聞かせください。

議長（佐藤博水君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林昭一議員の質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、質問の中にありました総合戦略関係ですが、去る
3月1日に有識者会議を開催し、中間評価をいただいたところ
です。

この中で、新規に村内で会社等を創業するという事項で、平成
31年度までの目標数2件を平成29年度末の実績で5件とな
っており、目標を達成している状況です。

今後、第2期の総合戦略におきましても、創業支援の適切な目
標件数を設定したいと考えております。

また、質問にありました支援策については、国の産業競争力強
化法に基づく創業支援事業制度があります。内容は、会社設立
登記費用を半額に、また、低金利での借り入れも可能です。こ
のほか、無担保で保証人がいなくても保証枠の利用が可能な制
度となっております。

これらの手続や支援は、平成28年度から河口湖商工会と村で
行っております。ちなみに、富士河口湖町の事業者はこの制度
を利用してありますが、村内では今のところ利用がない状況で
す。

事業者は、創業支援事業計画を作成し、商工会で開催されるセ
ミナー、相談会におおむね4回、研修に6時間参加した場合、
この制度を利用することができると伺っております。これらの
制度は、全国の商工会や市町村で実施しており、関連する金融
機関や法務局で総合的に支援を行っております。

このため、質問にありました村独自の支援はとありましたが、これらの手厚い制度を実施しておりますので、この制度をご利用いただき、村内から1件でも多くの起業をし、地域経済の活性化に貢献していただきたいと思っております。

以上で小林昭一議員の質問の答弁とさせていただきます。

議長（佐藤博水君） 4番 小林昭一君。

4番（小林昭一君） 私の調査不足でありました。大変失礼をいたしました。が、起業とか創業の支援を十分行っているということなので、また、村当局のほうにもそういう方がいらっしやったら、相談にも伺うと思っておりますけれども、広く広報でも啓蒙のほうをお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で小林昭一君の一般質問を終わります。

次に、「村内の観光名所として神社、寺院をPRする考えは」の質問を許します。1番 三浦直樹君。

1番（三浦直樹君） 「村内の観光名所として神社、寺院をPRする考えは」、鳴沢村内の神社、寺院として春日神社、魔王天神社、八幡神社、通玄寺が挙げられますが、いずれも歴史があるすばらしい建造物ですが、国道からも近くの村道からも何の案内表示もなく、旅行者や観光客にアピールできません。

村内の観光名所として、神社、寺院をよりPRする考えについて、村長にお伺いします。

議長（佐藤博水君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 三浦直樹議員の質問にお答えさせていただきますが、村でもいろいろの考えの方がおりますし、それを把握しております企画課長に答弁させていただきます。

議長（佐藤博水君） 企画課長。

企画課長（渡辺安司君） 三浦直樹議員から質問がありました、観

光名所として村内の神社仏閣等をPRすることが必要ではないかという質問に対して、答弁させていただきます。

まず、村では、平成29年度から村内の神社仏閣への誘客を少しでも増加するよう、富士五湖観光連盟にご協力いただきまして、集落周遊する60分コースの観光パンフレットを作成いたしました。このコースは、道の駅を起点に魔王天神社、番所跡、道祖神、また通玄寺、春日神社、溶岩樹型、また生き生き広場などを経由して道の駅に戻ってくる案内となっています。また、溶岩樹型、魔王天神社から東海自然歩道への整備もありまして、この周遊パンフレットを12月にリニューアルしたところでございます。

このほか、ことしの3月には、今までの総合観光パンフレットを見直しまして、神社仏閣や東海自然歩道を含む集落マップと集落周辺の散策コースを掲載したところでございます。道の駅だけではなくて、溶岩樹型や神社等への誘客に努めております。また、この総合観光パンフレットにつきましては、富士山、富士五湖へのインバウンドを考慮いたしまして、英語、または中国語も入れたパンフレットを作成しております。

現在、集落の位置情報は、皆様お使いのスマホでも見ることはできますが、今後は集落の周遊パンフレットだけではなくて、案内表示の設置も含めまして周遊しやすい環境整備を検討したいと思っております。

以上で三浦直樹議員の質問の答弁とさせていただきます。

議長（佐藤博水君） 1番 三浦直樹君。

1番（三浦直樹君） 現在、観光パンフレット等で誘客、また案内表示も含め環境整備を検討していただいているということでありませう。

近年では、スマートフォンの普及により、SNSの発達とかで

世界中の人たちと手軽にコミュニケーションすることができます。情報収集のための伝達力、利便性にもとてすぐれています。観光される方が発信することで鳴沢村内の名所、観光スポットである神社仏閣が脚光を浴びる機会がふえるよう、努めていていただきたいと思えます。

以上で私の質問を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で三浦直樹君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎日程第 16 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（佐藤博水君） 日程第 16、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から、会議規則第 71 条の規定により、委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（佐藤博水君） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第 41 条の規定による整理を議長に委任されたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、本定例会に付議された事件は、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて平成31年第1回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。
ご苦勞さまでした。

閉会 午前11時13分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成31年3月19日

議会議長

署名議員

署名議員